

Title	二条良基と「揚名介」： 除目の秘事、および『源氏物語』の難義として
Sub Title	
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1995
Jtitle	三田國文 No.22 (1995. 6) ,p.25- 34
JaLC DOI	10.14991/002.19950600-0025
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19950600-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二条良基と「揚名介」

——除目の秘事、および『源氏物語』の難義として——

小川 剛生

拙稿「二条良基の除目説(上)——光明院・洞院公賢の批評の検討を中心に——」(三田國文第21号、以下前稿と呼ぶ)に於いて、二条良基の除目執筆に対する、『園太暦』の批判記事を組上に載せた。そこで洞院公賢が指摘した不審の一つに、「揚名介」があつた。この貞和二年春除目では「諸国揚名介」を望む申文が出され、良基はこれを山城権介に任じている。

周知の如く「揚名介」は、除目の秘説であると同時に、『源氏物語』の三箇秘事の一つとしても名高く、中世の歌人や有職家たちの関心を惹き続けた。

本稿では、除目故実、また中世源氏学にも関係の深い二条良基が、いかに「揚名介」という官を理解していたかを中心に考察し、さらには撰閲家に於ける有職故実学の一斑を瞥見したい。前稿の補論的な意味もあるので、併せて参照下されば幸いである。

一 「揚名介」の実態

「揚名介」は、任官制度史に照らせば、年給制度の変質により、平安中期以降に発生した揚名官の一種である。その実態は

夙に時野谷滋氏が明らかにされた¹⁾。それによれば、この官は発生から次に示す(1)から(3)までの、三段階程度の変質を経ていくという。

(1)「孝経」の「立身行道、揚名於後世」を語源とし、純粹にその官に任ぜられることが名譽とされる介。具体的には、山城・近江・上総・上野・常陸などの国の介。

(2)年給の権利が行使されない事(未給)を救済するために設けられた、正・権官の外の、職掌も得分もない官。揚名史生や揚名目がまず行われ、さらに介に及んだと考えられる。故に特定の任国を定めることはない。『源氏物語』の揚名介はこれに該当する。

(3)院政期以後、年給で地方官に申任されることを望む者は殆ど居なくなつたが、儀式としての体裁を繕うために除目では架空の人名を案出して申文を提出した。こうして任ぜられた官も揚名官と考えられ、さらに「名ばかりの官」という意も生じた。

本稿で扱うのは(3)以降の時期である。そこでは、除目の作法

故実の説の集積にともない、(1)の時代の記憶も伝えられ、前記五ヶ国の介とか、特に山城介を指すとか、さまざまな説が行われたのである。

例えば、鎌倉中期、中原師弘の『除目抄』(群書類従巻第一〇九)は、既に揚名介を「神秘」の項目に入れ、

少々雖有推量除之、古人同不存知、但末代雖称知之由、於予子孫者可答不存知之由。介二不限、掾目之間モ可有之歟、と述べ、南北朝期の源氏物語注釈書「河海抄」も、

此事家々所稱蘭菊各々不究淵源、当流両家深奥之説依為殊秘事在口伝焉、

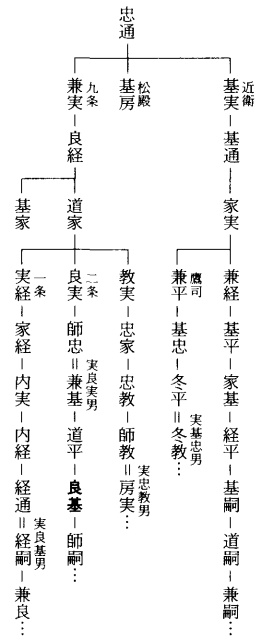
とする。このように「揚名介」は容易に他人に教授されぬ秘事と化していたが、諸家が前述のような変遷に考えを及ぼさず、揚名官の属性の一つを伝える事例に基づいて説を立て、秘伝として相承した結果、その姿はいよいよ曖昧模糊としてしまったのである。

二 中世摂関家に於ける「揚名介」説

南北朝時代を代表する故実家である洞院公賢に、『魚書秘伝別抄(揚名介事)』という小著がある。『揚名介』に関する、公賢と他の公家との質疑応答や申文・記録抄出を綴り合わせたもので、この時代の摂関・大臣がどのように揚名介を考えていたかを知り得る。また『原中最秘抄』の「揚名介」の項も故実家たちの説を多く集めている。良基の「揚名介」説を探るために、まずこれらの史料を用いて鎌倉中期から南北朝期にかけての摂関家の人々の説を整理し、当時の「揚名介」観を一瞥しておく

たい。

【摂関家略系図】



まず一条実経(二二三〜八四)は、「強・不限・山城・介・歟、昔東三条院法興院殿御女被挙申揚名介之時御堂関白殿被申任因幡介畢」(揚名介勸文、後述)という証言を遺す。これは寛弘二年(二〇〇五)正月二十七日の除目で、東三条院臨時御給で賀茂忠信を因幡介に任じた例を指している。『魚書秘伝別抄』によれば、実経の玄孫経通(二三一七〜六五)も「於山城近江説者、僻事由存候、可在諸国之条勿論候歟、又強・不限・介・候・哉」と述べているから、一条家はこの見解を通していたのであろう。

ついで、『原中最秘抄』に「後深草院被尋仰鷹司大閤之時為山城介之由被申之云々」とある。「鷹司大閤」は兼平(二二二八〜二二九四)を指し、その息基忠(二二四七〜二二三三)は、『魚書秘伝別抄』に引く冬教の書状に「任近江之条一説之由注置候」という。

近衛家では、やはり『魚書秘伝別抄』に引く道嗣の書状によれば、基平(二二四六〜六八)は「寛弘之例を何度も可模之由

所為候、常陸本意」としていたという。

この寛弘の例とは、揚名介を論じる時しばしば引勘された、寛弘二年正月の縣召除目（左大臣藤原道長執筆）で、揚名介を望んで、常陸権介に任じられた藤原維光のことである。その申文を左に示す。

正六位上藤原朝臣維光

望申諸国揚名介

寛弘二年正月廿一日

国守以下の地方官の実質が失われた時期にも、王朝盛代への郷愁と好奇心からか、除目に「望揚名介」申文が提出される事があった。そこで、執筆を勤める家々では大間や申文などを博搜し、その任国を決定しようとしたのである。もともと揚名介の実態が前述の通りであるから、文献によって複数の任国が確認されるのは当然の結果で、その試みはかえって謎を深くした感みがある。但し、諸説の中では、山城介が比較的有力であった模様である。これは、山城介が賀茂祭の行列に参加し、衆目を浴びる官という事情が存し、「揚名」の語義に叶うため、後世の共感と理解を得やすかった故であろう。

三 除目執筆と「揚名介」

それでは、貞和二年春除目に於ける、良基の「揚名介」の扱いに對する公賢の批判の検討に移りたい。まず、公賢自身の考えを探らなければならない。

『魚書秘伝別抄』によれば、公賢は、当初揚名介につき明確な見解を有していたわけではなかった。父実泰から細々と除目

の説を伝受されていたにもかかわらず、この一事はついに教えられなかったという。

元徳三年（一三三一）春の縣召除目の執筆を勤めた折、臨時内給で「望揚名介」申文が出され、公賢は周章した。鷹司冬教が「山城・美作・近江等為其説之由被称歟」と記憶していたが、明瞭にどの国かとは尋ねておらず「尤後悔者也」。この時は当座の案で山城権介に任じた。たまたま正介に闕員がなかったが、山城ならば「揚名不赴任之儀」にも叶っていると思つたからである。

しかし、後日、二条道平が「任山城之条雖為一説、權介不可然之由」と難じたことを耳にする。氣に病んだ公賢は冬教と何度も書状を往復し、考証を重ねる。

公賢は、寛弘二年に賀茂忠信と藤原維光とが、揚名介を望んで、それぞれ因幡介と常陸権介に任ぜられた実例から「自今以後可任此兩國歟」という考えに傾く。しかし申文には「諸国揚名介」とあるからそれも変だ、と結論を出しあぐねた。

そのような頃、貞和二年春除目で揚名介を望む申文が出され、公賢はむろん執筆良基の扱いを注視した。良基自給の申文は、正六位上藤原朝臣良清

望申諸国揚名介

貞和元年二月廿日

となつていたが、良基はこれを山城権介に任じたのである。

道平とのいきさつがあるだけに、公賢は驚きを隠せず、『魚書秘伝別抄』で、

此事先考博陸所難、權介忽被任畢、若先年所難被存謬難之

由歟、將又先考所存、委不被存知歟、

と皮肉まじりに難じている。しかし、良基は、除目直後に公賢に遣わした書状の中で、「任国又相似守一隅候歟」と述べ、山城介説をとっていたとみなされる。良基の側で、正権介の区別につき陳弁した形跡はないが、山城に任ずる事自体は穩当な措置である。前稿では公賢の批判した点がただちに良基の失策とは言えないことを縷説したが、この批判にも感情的なものが多分に混じっている事を認めないわけにはいくまい。

ところで、ここで揚名介を望んだ「藤原良清」とは何者であろうか。もちろん作名であるが、良基自身は「揚名介名字聊存旨候者也、比興候」あるいは「於名字者頗存旨候、比興候」などと述べている。

『河海抄』巻第二・夕顔は、源氏の從者「これみつ」の注釈として、当時実在した同名の人物を列挙しているが、そこに「就中惟光良清は揚名介申文にも此名あり、旁有由歟」「又御堂関白申文に良清惟光申揚名介云々」等とある。

この「惟光」は、さきに示した通り、寛弘二年正月に諸国揚名介を望み、常陸権介に申任された藤原維光を指す。とすれば、現存史料で確認できないものの、「良清」も道長の揚名介申文にあつた名字と思量される。

除目の際に揚名介をどの国に任ずるかが、公賢はじめ識者の注目を集め、それが二条家の説と認識されることを良基はよく承知していた筈である。申文が良基の自給で出され、囊祖の道長ゆかりの由緒ある作名を用いたとなれば、家説を世間に誇示する意図すら感じさせる。それは又、公賢が諸説整理を繰り返

して猶結論を出しあぐねている姿とは対照的できえある。

因みに、良基の孫に当たたる一条兼良は、応永三十三年（一四二六）に縣召除目執筆を勤めた折、やはり道長の例を尊重して揚名介を常陸権介に任じた。『康富記』同年三月二十九日条に、揚名介事、先達所知区分未一決歟、但家所口伝無相違哉、而今年被任常陸権介、定有御秘説歟、忽不可露頭事也云々と、兼良の処置が衆目を集めた様が見える。しかし兼良は、晩年の『源語秘訣』で、

今案、揚名の二字は諸国の介にかぎるべからず、故に揚名関白と清慎公はの給へり。又揚名掾揚名目ともいへり。揚名はたゞ名ばかりといふ心也。たとへば其官になりたれ共職掌もなく得分もなきをいへり。

という結論に達し、「愚老も先年執筆の自給に此申文を献じて常陸権介に任じ侍りき、後に思ひ侍れば常陸国は株を守るに似たり。他国の介に任ずべかりけり」と述懐しているのである。

四 「原中最秘抄」と三条西家旧蔵「揚名介勸文写」の関係

前節で、公賢・良基・兼良各々の、「揚名介」説を瞥見したが、その関心の中心は任国にあつたといつてよい。しかし、少なくとも良基の場合、それは、複雑怪奇を極めた「揚名介」の説の一端でしかなかった。

ここでは、『原中最秘抄』の「揚名介」項目と周辺資料との関係を考察することで、良基の「揚名介」説のさらなる深奥に及びたいと思う。

『原中最秘抄』は、光行・親行父子により編纂された大部な注釈書『水原抄』（逸書とされる）から秘説項目を抜き出したもので、さらに聖覚（義行）・行阿（知行）二代の勘注を加え、最終的には行阿晩年の貞治年間（一三六二〜八）に成立した。ところで『三条西公条筆揚名介勘文写』（以下、揚名介勘文と略す）という資料がある。『魚書秘伝別抄』と類似した構成で、諸記録・申文などの引用からなり、揚名介ほかの除目故実に関する諸文献を集めた文書である。

『揚名介勘文』の冒頭部分は『原中最秘抄』の「揚名介」注釈記事に基づいている。上段に『源氏物語大成』第七巻に翻刻された阿波本を、下段に『揚名介勘文』を掲げた。

『原中最秘抄』

源氏あらはしに云諸国介也伊行親臣、源氏の人のなる官也云々、

奥入云、此事源氏第一難儀也、非可勘知事、抑往古除目揚名介あるへしと見えたり、其家にゐるへき道理なしと云々、

元亮政事録云、揚名介逢国に司と云々。諸国介也。揚名とは無所望仁之時うつほにす作名奉なり、吉野春

『揚名介勘文』

伊行釈云、諸国介也、源の人のなる官也云々、

権記云、藤原常直申揚名介云々、然者不可限源氏人歟、

京極中納言入道釈号奥入云、此事源氏第一難義也、非可勘知事抑往古除目等揚名介あるへしと見たり、其家に

ゐるへき道理なしと云々、
応保二年閏二月太相国仰云、
揚名介事御堂御申文両度有

風三輪車持など其例在中古除目歟、

勘文、
應保二年閏二月大相国の仰に云、揚名介事御堂殿御申文両度有事也、案之諸国正介歟吉所案歟

宇治殿仰云、揚名あり関白は有何詮云々、近來執政コト為御虚名之由御述懐ありと云々、

昔東三条院法興院殿御女被挙申揚名介之時御堂殿被任因幡介畢、旁以有子細者也と云々

通具卿申文に望近辺サハハ目云々、入道殿御執筆之時被任近国目云々、古来未有此申文云々、

一説云、近衛中将は陽明門の近衛也、中少将又將也、故被称陽明将歟云々、

一説云、於異朝称雍州者为帝都、然間和国にも又平安城已後以山城国号雍州、故彼国介有揚名之号歟。

此事、以藤原惟光被挙申之彼人名字在物語中有子細歟

元亮政事録云、揚名介逢国司者下馬云々、諸国介也、無所望仁之時うつほにて以作名被挙也、

一説云、賴業真人説於諸国吏務興行介於称揚名、

一説云、近衛中将也、陽明門ハ近衛也、中少将又將也、被称陽明将歟、

一説云、常陸介云々、大守者鹿嶋明神令掌給歟、或親王諸王任之称揚名介者依為守代也、

一説云、於異朝称雍州者为帝都、然間和国平安城已後以山城国号雍州、故彼国介有揚名之号歟、
或説云、故信□揚名介者正権之外介也、不預公廨云々、

又云、通具卿申文望近国目云々、古来未有此申文、但被任近江目云々。

一説云、兼文宿禰為神祇大副兼山城介時或人送賀札、返報に云、揚名国司雖隔分憂、兼字嘲弄非無氣味云々、

一説云、常陸介云々、大守者鹿嶋明神令主給歟、或親王諸王任之稱揚名介者也、依為守代也、

九条前内府仰云、此事源氏物語一事に不限、撰家之秘事也、予自故殿并松殿相伝両説なり、而為家卿於彼物語尋七箇不審之時、至揚名介一事者猶以不許秘説、是依有口伝也、

後深草院被尋仰鷹司大閣之時為山城介之由被申之云々、而円明寺殿仰云、此事強不限山城介歟云々、⁽⁶⁾私云、揚名介事京極中納言家并宮内卿伊行朝臣其外古來家々異説如斯、然而所見未詳、於当家深奥説者依為殊秘事所載別紙也、

九条前内府記云、此事不限源氏物語事、撰家之秘事也、予自故殿并松殿相伝両説、而為家卿於彼物語尋送七ヶ不審之時至揚名介事者、猶以不許秘説是依有口伝也、

後深草院被尋仰鷹司大閣之時為山城介之由被申之云々、而円明寺殿仰云、此事強不限山城介歟、昔東三条院法興院殿御女被挙申揚名介之時御堂関白殿被申任因幡介畢、旁有子細者也云々、**藤原惟光任揚名介**

揚名介事、京極中納言家伊行其外古來家々異説如斯、然而面々所見未詳、於当家深奥之説者依為殊秘事所載別紙也、

正和六年十月八日

桑門聖覚在判

それぞれの独自記事を破線で示したが、対応関係は明らかである。ここから、『原中最秘抄』に関して看過できない事実がいくつか明らかになる。

『原中最秘抄』の成立事情は複雑である。現存伝本は、阿波本以下の広本と、花山院長親（耕雲）により抄出された略本の二系に大別される。但し広本も、『原中最秘抄』の完成稿の姿を純粹に伝えるものではなく、大幅な省筆や変改が加えられているとされる。

最近、落合博志氏は、三条公敦奥書本系『千鳥抄』に附載される『原中最秘抄』の「揚名介」注釈記事の抜書を紹介され、『原中最秘抄』の原型につき詳しく論じられた。

落合氏は、本書の「揚名介」の諸説を集積した者、すなわち右破線部(a)の「私云」以下の識語は、行阿のものではなく、親行または聖覚の勘注とみなすべきとされたが、『揚名介勘文』によつて聖覚のものである事が分る。

『原中最秘抄』広本系諸本は、「揚名介」についての河内流の説を「依為殊秘事所載別紙也」とし、前掲の引用に続けて貞治四年（一三六五）六月に、良基から行阿に下された御教書を載せている。

仍二条大閣御教書云、

彼秘事一紙遣之、以之可被加了見也、不定其官事也、除目執筆十ヶ条之秘説内也、仍高家之外無相伝人、愚身月輪関白并松殿関白両家之説相伝之、且法性寺入道道長以来十四五代の除目に相統して執筆を勤仕する条於于今者愚翁計也、委細秘事口伝期上落者也、又任官事、先一男所望事宣下

遣之、兩人今度便之時可被申之状如件、御判

貞治四年
六月卅日

御端書云、宇治関白述懐詞、御堂関白申文以下可加了見事也、更此一紙不可被見他人也、

前年の十二月一日、行阿は良基に『原中最秘抄』を授けた(奥書)。今度は、良基が行阿に「揚名介」の秘事を記した一紙を送ったのである。「一紙」そのものは現存の『原中最秘抄』に見えない。なお、『千鳥抄』附載抜書には、御教書に続けて次の如くある。

又行阿云、二条太閤撰家御相伝之説直被授下訖、然間曾祖光行者仰後京極殿之御説、愚質行阿者奉伝受彼秘訓畢、仍之^拾云、^拾深納于函底所不書載此抄也、

これは、行阿が良基の御教書を賜った貞治四年以後に加筆し、広本では省かれた詞章とされるが、良基の授けた一紙は「撰家御相伝」の説を載せていたことが分かる。

『揚名介勸文』と『原中最秘抄』では、内容に若干の出入りがあり、また記事の順番の相違も甚だしい。『千鳥抄』附載の抜書より知られる、晩年の行阿により増補された詞章も見えない。従って『揚名介勸文』が依拠したのは、正和六年(一一三七)に聖覚が識語を付した後、行阿による加筆が施される以前の『原中最秘抄』であり、それは広本とは相当距離のある本文を有したことが察知される。

ところで、『揚名介勸文』には、聖覚の識語に続き、次の如き内容が録されている。

治長日記
或秘説云、保延三年十一月十六日癸酉今日京官除目也已上、略之

以正六位上賀茂朝臣忠恒隆イ任山城介揚名介是也
寛弘二年正月廿七日例也但件日不被任介、以越智重親被任山城少掾

同説云、諸国介有封戸位田、而於山城介者無之、故称揚名但記者以下口伝所在之

源親行説如此、

諸国受領守等也、不賜籤符、不赴任、住京奏国事或申身愁、凡国中大小事以一人為揚名介在京中申之、撰其人被補之、副宣旨也、

一者揚名介於陽明門叩衛門鼓、奏国事、仍陽明介ト云、撰其器量被定仰事如端註、只陽明字相許者漢土有衛門鼓、本朝自中古無之、但延久可被置之由有沙汰云々、外国者輒不参内、其故於門外奏事云々、
又是云、令外介弘仁以往事也、弘仁以後改陽名、

撰家御説如此三ヶ条共以爲秘説

『揚名介勸文』は個別の資料を綴り合わせた文書であるが、この部分を聖覚識語と全く空行を入れずに書写しており、一書からの引用と一応はみなされる。従って「親行説」は、『原中最秘抄』にいう「当家深奥之説」であり、一方の「撰家御説」は、良基御教書の「一紙」すなわち撰関家相伝の秘説ということになる。

しかし、行阿は双方の秘説を『原中最秘抄』に掲載しない旨を述べている。それが何故ここに記し留められているのであるうか。また、本当にこれらは親行あるいは良基の説と信ずるに足るのであろうか。

憶測するに、『揚名介勸文』が拠った『原中最秘抄』に、こ

れらが付随していたのではなからうか。即ち行阿が御教書を下されて加筆変改に着手し、『原中最秘抄』が最終的な成立をみる以前に、本書と両説を某人に伝授したとみるのである。

南北朝期には、河内流に於ける「秘説」も、世間に漏れて周知の内容となり、他家にはさしたる価値を有さなくなつたこともままあつた。⁽⁷⁾ いかにも多くの秘説を保持していても、他人に伝授しなければ源氏学者としての名声を持続することは不可能であり、聖覚・行阿も『原中最秘抄』奥書で、貴縉に多くの門弟を持つてゐることを誇示している。

実際、ここで「親行説」として示される内容の前半が、『魚書秘伝別抄』に引かれてゐるのである。

或人源氏物語抄云、

揚名介事 故左大臣殿御筆本注云、

或私記云、保延三年十一月十六日、今日京官除目也、其誠以上略之、以正六位上賀茂朝臣恒任山城介、揚名介是也、寛弘二年正月廿一日例也云云、

この「或人源氏物語抄」は、或いは行阿以前の『原中最秘抄』の面影を伝えるとも想像されるが、二条派の廷臣歌人であつても、『源氏物語』とはさしたる関係を見出し難い公賢でさえ、河内流の「当家深奥之説」を存知していた事が明らかになる。秘説が秘説のままである事自体が無理であつたといえようか。

このような事が起こるのも、聖覚・行阿らが自家の権威を高めるために貴縉に盛んに伝授を行った結果と想像される。「撰家御説」の方も、外部の者が内容を知つていた痕跡が認められるのである。以上のことから、この「親行説」「撰家御説」は、

行阿晩年の『原中最秘抄』に附属していた、河内流および良基の深秘説とみて不都合はないと判断される。

五 結語—良基の「揚名介」説—

論点が除目執筆作法および『原中最秘抄』の成立問題にわたり、捉えにくくなつてしまつたが、以上述べたことを基にして、二条良基がどのように「揚名介」という秘事を理解していたかをまとめておきたい。

良基の「揚名介」説は、一つの考えが時間の経過にともない深化していったものではなく、同時に幾つかの、浅深異なる見解を抱いていた如くである。良基という個人が、ある秘事に対してこのように全く次元の異なる理解をしている点に、秘事口伝の持つ、決して一筋縄でいかぬ複雑な背景を窺うことが出来る。

まず山城介という伝統的な見解。これは除目の故実の一つというべく、道長の所為を絶対の根拠としていた。前掲御教書端書でも「御堂関白申文」を参看するようにと教えている。

また、藤原通憲や一条経通が喝破した如く、介だけに限らず、職掌も俸禄もない官、という今日的な説も既に行われていた。

行阿宛御教書の「不定其官事也」という文言はこれに通ずるし、また端書に「宇治関白述懐詞」を参看せよとあるのは、さらにそれから一步進んだ、「名眷だけの官」という理解も良基の視野に入つてゐたことを示すであろう。

良基は晩年、將軍足利義満と親密な交際を結び、義満の為に有職関係の著作や朝儀の次第をいくつか著している。その一つ、『百寮訓要抄』の一本の奥書には次のようにある。

此一卷依左府幕下不審作進之 他人不存知事等多載之 不

可有外見者也

日本第一撰政揚名介 御判

「撰政揚名介」という名乗りを良基は好んでいたようで、『良基公作進大嘗會進退』（永徳三年十一月、後小松天皇の大嘗會で節会内弁を勤めた義満に与えた仮名次第。国立歴史民俗博物館蔵）の末尾にも「撰政四度再任揚名介作進之 良基」とある。

この奇妙な名乗りは、むろん「名ばかりの撰政」という自嘲を込めたものであろう。これなどは間接的ながら、「名譽だけの官」という理解の一端を示すものである。

最後に「撰家秘説」であるが、それ自体は極めて珍妙なものである。諸国の守・介・権介・掾のうち、任国へ赴任せず在京して、国の大事小事を訴えるのが「揚名介」で、陽明門で衛門鼓を叩いて奏事する、などであり、誠に荒唐無稽な内容である。ただし、このような説が撰関家内で尊重されてきた背景は慎重に考察されねばならない。『玉葉』寿永二年（一一八三）十一月一日条に、

凡殊於有口伝秘説等事者、雖其理不当、不能末世之進退、只守訓説、是故実也、

とある。たとえ不審で道理に当たらぬと感じた所説でも、子孫は先祖の説を守るべきであり、それすなわち故実である、と断じている。「揚名介」などはさしずめそういう秘説の典型であるが、良基も同じ認識を有していたのであろう。むろん、ことは良基一人に限らない。中世の撰関家には、「揚名介」の亡霊ともいべき奇説が長い間彷徨していたのであった。

また、良基は御教書で、この説は「除目執筆十ヶ条之秘説内」

であり、「愚身月輪関白并松殿関白両家之説相伝之」と誇らしげに述べている。

ここに基房と兼実の名が現れるのは注意される。九条良経の三男で基房の外孫に当たる、後九条内大臣基家が「此事不限源氏物語事、撰家之秘事也、予自故殿并松殿相伝両説（揚名介勸文）と述べているのと吻合するからである。また良基が除目執筆にあたり基房の説を尊重していることは前稿で纏説した。それに良基の祖父光明照院関白兼基（一一二六七—一三三四）も、除目秘事としての「揚名介」の説を相伝していた。かれこれ考え合わせれば、この「撰家秘説」は、基房ないし兼実・良経の周辺に淵源を持ち、良基に継承されたものと考えられるのである。

注

（一）『律令封祿制度史の研究』（吉川弘文館 昭52・8）第二篇「年給制度の研究」、付章「揚名介の研究」参照。

（二）引用は内閣文庫蔵紅葉山文庫本（一四六・六九三）による。諸本奥書には三条西実隆が「明応甲寅南呂朔」に正本を不慮一覽して書写し、同八月六日に「師卿」（町広光）と談合して朱を加えたとする。細谷勸資氏「洞院公賢編『魚書秘伝別抄（揚名介事）』に関する覚書」附・本文の翻刻（大阪青山短大国文10 平6・2）参照。

なお、注3の「揚名介勸文」とは別書であるが、ともに実隆が伝来に係わっており、共通する記事も多く、両者の関係の考察は今後の課題である。

（三）早稲田大学附属図書館蔵。三条西家旧蔵。引用・名称は「古文書集 二」（早稲田大学蔵資料影印叢書・国書篇第十五巻 早稲田大学出版部 昭61・6）による。公案が縣召除目執筆を勤めるに際して書写した文書で、奥に「天文第八〇以彼家御本於燈下馳筆 相殘処

今日終了家本不定之巻除之了 廿四日 都護郎(花押)とある。
表題は「揚名介事」。「実隆公記」明応六年(一四九七)四月四日条にも「揚名介事一紙、自前左府被送之、則書写了。」とあるのはこれを指す(同記によれば、文亀元年四月二日にも実淳より借覽書写している)。

- (4) 田坂憲二氏「『原中最秘抄』の完本と略本」(文芸と思想51 昭62・1) および岩坪健氏「『原中最秘抄』の系統―中世における秘書の享受―」(国語国文57・3 昭63・3) 参照。岩坪氏は、行阿所持本(巻子本)を整理改編して広本・略本の共通祖本である冊子本が成り、広本・略本ともこの冊子本から独自に生成されたもの、とされる。
- (5) 「『原中最秘抄』小見―、二の人物と逸文資料など―」(法政大学教養部紀要93 人文科学篇 平7・2)

(6) ただし、正和六年は二月三日に文保と改元された。聖覚が関東に定住していたとしても十月まで改元を知らなかったとは考えにくい。一応この年記を信用するとすれば、聖覚の生存最終確認年が従来知られていた正和三年(東山御文庫蔵「源氏物語」の第二奥書による)から、さらに三年下がることになる。

(7) 注4 岩坪氏論放参照。
(8) 「魚書秘伝別抄」に、実隆が「後普光園消息歟、可尋」と注した、某人消息の断簡が掲載される。他の書状とは異なり、差出人も日付も明記されていないが、

(上略) 当座雜談申候し分聊注置許候、以是不可敬御不審候畢、
揚名介

- 一、赴任事、
一、持陽明門事、

此事不審、陽替いたく沙汰なき事候也、(下略)

と見える。この三箇条は「撰家御説」の梗概に相当する。消息断簡に「後普光園消息歟」と注したのは、「前関白」という傍書に拠ったか、あるいは「撰家御説」が良基の説と知っていた故とも思量される。

(9) 永徳二年に左大臣となつた義満のために、令制に於ける官職につき

仮名で平易に解説したもの。この奥書は陽明文庫蔵慶長三年古写本(近・二四四・五四)と、その転写とみられる内閣文庫蔵本(特二六・七)および筑波大学附属図書館蔵本(ム二二五・一一)等に見られる。

(10) 時野谷氏は、「百寮訓要抄」奥書の署名を、「揚名介」全体を「名ばかりの」という意味で用いたのであろう」と解釈されている(注1 著書参照)。

(11) 「『原中最秘抄』広本および『千鳥抄』附載抜書には、この箇所ですべて「九等殿」に「九等殿」に「九等殿」に「九等殿」に「九等殿」と傍書しているが、これらが必要しも信の置けるものではないことは落合氏が指摘された。又「揚名介勸文」には傍書はない。ただし「九等殿」だけは良経とすべきであろう。「明月記」寛喜元年(一二二九)八月廿日条に、基家が定家に石清水臨時祭庭座作法の「九等殿」の説を語った記事がある。定家はそれが「九等殿」および「九等殿」と毎事同じだったと述べているが、それぞれ基房・兼実・良経を指している。

(12) 「揚名介勸文」に引かれる「九等殿」文保元年(一二二七)十月二十九日条に、

光明照院口閣被命云、除目三申中文字イフ事有之、三度カク度ノ掾ト謂之、秘之シテ許字ヲ謂也、此両条并揚名介等除目秘事也、

(おがわ たけお)